

公益財団法人平塚市まちづくり財団定時評議員会議事録概要

平成27年5月25日午前10時30分、教育会館2階中会議室において、定時評議員会を開催した。

出席評議員 8人（評議員総数10人）

福澤正人、柏手茂、首藤幸子、関口博正、西山慈恩、高岡捷二、中村勝光、平野恵美子、

出席理事 5人（理事総数7人）

理事長伊藤裕、常務理事安達信行

理事 杉山鎮夫、田中國義、丸山孜

出席監事 大曾根俊久、岩崎和子

議事録作成者 評議員会長 福澤正人

定刻になったので司会者総務施設課長は開会を宣し、本日の評議員会は評議員10人中8人、理事長を含む理事7人中5人及び監事の大曾根俊久、岩崎和子の出席を得ているので有効に成立した旨を告げ、評議員会運営規程第8条第1項により福澤正人評議員会長が議長となり議案の審議に入った。

議長は、本日の議題は、議案として「認第1号平成26年度事業報告書・決算書の承認」、「議案第1号平成27年度収支補正予算及び資金収支補正予算（第1号）並びに資金調達及び設備投資の見込み」及び「議案第2号定款の一部を改正する定款」の3案件である旨を告げ審議に入った。

認第1号平成26年度事業報告書・決算書の承認

議長は、理事長に認第1号平成26年度事業報告書・決算書の承認についての説明と、監事に監査報告を求めた。理事長は、認第1号別紙により平成26年度の事業報告と決算の内容を説明し、監事は、適正に処理しているとの監査報告を行った。議長が諮ったところ、認第1号平成26年度事業報告書・決算書について、出席評議員全員一致で原案を承認した。

議案第1号平成27年度収支補正予算及び資金収支補正予算（第1号）並びに資金調達及び設備投資の見込み

議長は、理事長に議案第1号平成27年度収支補正予算及び資金収支補正予算（第1号）並びに資金調達及び設備投資の見込みについて説明を求めた。理事長は、補正等の理由を新たな文化事業等の実施、紅谷町駐輪場改修工事の実施、事務所建設基本設計委

託料の補正、決算確定に伴う予備費の補正等を行うためとし、また、補正に伴い資金調達及び設備投資の見込みを変更する旨を説明し、議案第1号別紙及び議案第1号資料により内容を説明した。評議員から事務所建設基本設計委託料の補正は3月の臨時評議員会では出された「新事務所は平塚に相応しい外観が望まれる」という意見を受けたものかとの質問が出され、理事長は今回の事務所建設基本設計委託料の補正は当初予算で計上していた基本設計委託に要する費用を精査したところ増額の補正が必要となったもので、3月の評議員会の意見を受けた補正ではないが、評議員会では出された意見は、今後の基本設計の中で検討する旨を説明した。議長が諮ったところ、議案第1号平成27年度収支補正予算及び資金収支補正予算（第1号）並びに資金調達及び設備投資の見込みについて、出席評議員全員一致で原案を可決決定した。

議案第2号定款の一部を改正する定款

議長は、理事長に議案第2号定款の一部を改正する定款について説明を求めた。理事長は、改正理由を新たに役員の一部免除及び責任限定契約の規定を設けるとともに、別表の基本財産の整備と関連する条文の整備を行うためと説明し、議案第2号別紙により下記役員の一部免除及び責任限定契約に関する規定を含め内容を説明した。議長が諮ったところ、議案第2号定款の一部を改正する定款について、出席評議員全員一致で原案を可決決定した。

役員に対する責任の一部免除に関する規定（定款第28条第1項）

この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

役員に対する責任限定契約に関する規定（定款第28条第2項）

この法人は、理事及び監事（一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第115条第1項の非業務執行理事等に該当する理事及び監事をいう。）との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

以上をもって議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣し午前11時30分閉会した。